

賃金の口座振込に関する協定

株式会社ワールドプランと従業員代表 杉本 ゆかり とは、甲賀オフィスにおける賃金の口座振込に関し、以下のとおり協定する。

第1条（目的）

会社は、従業員各人の申出または同意を得て賃金について口座振込の方法により支払うことができる。
2. 会社は各従業員の提出する「銀行振込先口座申請」に基づき、その指定した銀行口座へ賃金を振り込むものとする。

第2条（対象となる従業員の範囲）

会社は、すべての従業員に対して口座振込を行う。

第3条（対象となる賃金の範囲およびその金額）

口座振込の対象となる賃金は、定期賃金、一時金、賞与、退職金とし、その金額は各人の申し出た額とする。

第4条（取扱金融機関および取扱証券会社の範囲）

口座振込を行う金融機関等の範囲は、都市銀行、地方銀行、ネット銀行（じぶん銀行を除く）及びゆうちょ銀行とする。

第5条（口座振込の実施開始時期）

口座振込は、令和4年4月1日以降実施する。

第6条（現金支給）

従業員と連絡がとれない場合や退職時の最後の給与については、本人に直接現金で支払うことがある。

第7条（協議事項）

本協定に基づく給与等の口座振込に関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

第8条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの1年間とし、会社、従業員代表に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

令和 4 年 3 月 15 日

株式会社ワールドプラン

代表取締役社長 松岡 敬太



従業員代表

杉本 ゆかり

